# 熊谷市中小企業ＳＤＧｓ経営・ジギョケイ策定支援奨励金交付要綱

令和６年４月８日決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、市内中小企業の企業価値の向上と稼ぐ力の強化を支援するため、ＳＤＧｓ経営とジギョケイの策定に取り組む市内中小企業者に対し、市が、予算の範囲内において、熊谷市中小企業ＳＤＧｓ経営・ジギョケイ策定支援奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

２　奨励金の交付に関しては、熊谷市補助金等の交付手続等に関する規則（平成１７年規則第５９号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　中小企業者　中小企業等経営強化法（平成１１年法律第１８号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する中小企業者をいう。

⑵　埼玉県ＳＤＧｓパートナー　埼玉県ＳＤＧｓパートナー登録制度実施要綱第２条第１項第２号の登録企業をいう。

⑶　ジギョケイ　法第５６条第１項に規定する事業継続力強化計画又は法第５８条第１項に規定する連携事業継続力強化計画をいう。

（交付要件）

第３条　奨励金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

⑴　市内に事業所を有する中小企業者であること。

⑵　市税を滞納していないこと。

⑶　埼玉県ＳＤＧｓパートナーとして登録されていること。

⑷　ジギョケイを策定し、又は変更し、経済産業大臣の認定を受けていること。

⑸　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員が関与している事業者に該当しないこと。

⑹　その他法令及び公序良俗に反していないこと。

（奨励金の額）

第４条　奨励金の額は、一事業者に対し１５万円とし、１回限りとする。

（交付の申請）

第５条　奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期日までに、熊谷市中小企業ＳＤＧｓ経営・ジギョケイ策定支援奨励金交付申請書兼請求書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければ

ならない。

⑴　埼玉県ＳＤＧｓパートナー登録証の写し

⑵　ジギョケイの認定書の写し

⑶　振込先口座の通帳の写し（個人事業主は申請者名義、法人は法人名義で、銀行名、支店名、名義人及び口座番号のわかるもの）

⑷　その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、奨励金の交付の可否を決定し、熊谷市中小企業ＳＤＧｓ経営・ジギョケイ策定支援奨励金交付決定通知書兼確定通知書（様式第２号）又は熊谷市中小企業ＳＤＧｓ経営・ジギョケイ策定支援奨励金不交付決定通知書（様式第３号）により当該申請者に通知しなければならない。

（決定の取消し等）

第７条　市長は、前条の規定による交付の決定（以下この条において「交付決定」という。）を受けた事業者（以下「交付決定者」という。）が偽りその他不正の行為により奨励金の交付を受けたと認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、熊谷市中小企業ＳＤＧｓ経営・ジギョケイ策定支援奨励金交付決定取消等通知書（様式第４号）により交付決定者に通知するものとする。

３　交付決定者は、前項の通知書により奨励金の全部又は一部の返還を命ぜられたときは、市長が別に定める日までに当該交付金を返還しなければならない。

（報告の聴取等）

第８条　市長は、奨励金の交付に関し必要があると認めるときは、関係者に対し報告を求め、又は帳簿、書類等を調査することができる。

２　前項の規定により報告を求められ、又は帳簿、書類等を調査された者は、これに協力しなければならない。

（書類の整備等）

第９条　交付決定者は、奨励金の交付に係る関係書類を整備し、当該奨励金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して５年間保管しなければならない。

（アンケート等への協力）

第１０条　市長は、交付決定者に対し、アンケート、調査その他の協力を求めることができる。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に第６条の規定により奨励金の交付決定を受けた者に係る規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

附　則（令和７年４月１５日決裁）

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１５日から施行する。